

写真、映像について

大会で撮影された映像、写真のご利用は、報道利用のみとなります。報道利用以外のご利用につきましては、必ず事前に東京マラソン財団広報部までお問合せください。

1. 報道・大会告知（パブリシティ）で使用する場合の申請手続き

- ・報道または東京マラソン2014の概要、趣旨、活動などの告知（パブリシティ）を目的とした使用を希望される場合が該当します。
- ・申請には「プロパティ使用申請書」を提出し、承認を受けてください。
- ・使用の際には、クレジット表記が必要となります。

東京マラソンに関する写真、映像（※下記参照）は、主催者である財団に無断で撮影および使用することはできません。写真、映像の使用を希望される場合は、以下の注意事項をお読みいただいた上で手続きを行なってください。また、参加者（ボランティアおよび応援等の方を含む）による写真・映像の撮影は、私的な利用に限り認めています。撮影された写真・映像は、私的利用の範囲を超えて使用することはできませんので、ご注意ください。

大会当日に取材申請をした上で撮影された写真・映像を、大会の翌日から一週間以内に報道利用する場合には、申請の必要はありません。それ以降に使用される場合は、別途申請が必要となります。

- ・財団が撮影した公式記録写真から、大会を象徴する代表的なカット（シーン）を提供しています。これらの中から使用する場合は、原則として使用料はかかりません（素材の送料等の実費は別途）。その他の写真を希望する場合は、別途費用が必要となります。

※「東京マラソンに関する写真、映像」とは

- ・東京マラソンの大会名の全部または一部が撮影されたもの
- ・東京マラソンの大会ロゴの全部または一部が撮影されたもの
- ・東京マラソンの文字を入れたもの
- ・大会の参加者、関係者（ボランティアを含む）、スポンサー看板等の設置物が撮影されたもの
- ・プログラム、パンフレット、チラシ等の大会配布物が撮影されたもの

報道、大会告知（パブリシティ）で使用する場合

申請先: 東京マラソンPR事務局

（詳細情報および申請用書式は以下をご参照ください）

<http://www.tokyo42195.org/2014/press/index.html>

TEL 03-6864-2195 FAX 03-5413-3050

2. 報道以外で使用する（商業利用を含む）する場合の申請手続き

※大会公式スポンサーの協賛権利に抵触しない場合に限りです。

- ・報道以外で使用する場合は、その主体が報道機関か一般企業や団体によらず、商品の製造および販売、サービスの提供、販売促進（景品を含む）などを目的とした使用を指します。
- ・申請には「プロパティ使用申請書」等一式を提出し、承認を受けてください。

別途、ロイヤリティが発生します。

以下のいずれかに該当すると財団が判断した場合、プロパティの使用を認めない可能性があります。

【プロパティ使用承認審査規定】

本大会の発展、成功に資すると認められない場合

本大会の品位を毀損、又は正しい理解の妨げとなる可能性がある場合

特定の政治、思想、宗教等の活動目的に利用される可能性がある場合

特定の個人、団体等の売名に利用される可能性がある場合

不当な利益をあげるために利用される可能性がある場合

プロパティ使用マニュアルの規定に従わずプロパティを使用する可能性がある場合

品質（表示内容を含む）、性能等に関し、一定の基準を満たす品質、客観的な効能等が認められないと財団が判断した場合

使用目的、商品の販売ルートや景品または広告等の頒布先、提出先が明らかでない場合

法令や公序良俗に反する可能性がある場合

その他財団およびライセンス管理室がプロパティの使用について不適切と認める場合

申請先: 東京マラソンライセンス管理室

TEL 03-6439-3193 FAX 03-6439-3331(受付時間10時00分から17時00分/土日および祝日を除く)

Mail tokyo-marathon@ifs.co.jp

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-59-4

伊藤忠ファッションシステム(株) 内

テレビカメラ、ラジオの取材および放送権における注意事項

車道（コース上）を使用したコース内の取材は、日本テレビとラジオ日本のみを原則とし、許可の出ている放送局以外はコース内での取材は出来ません。

また、レース映像は各局に映像を分配します。中継映像はタワー分岐です。

映像使用についてはスポーツニュース協会の申し合わせに従って、日本テレビ系全国ネットの9時00分から11時50分までの男女エリート中継終了後となりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ◎テレビ中継
平成26年（2014年）2月23日（日）9時00分から11時50分まで
男女エリート中継（日本テレビ系全国ネット）
※午後の市民マラソン中継（関東ローカル）については、調整中です。

- ◎ラジオ中継
平成26年（2014年）2月23日（日）8時45分から11時50分まで（ラジオ日本）

全ての映像使用は、平成26年（2014年）2月23日（日）、日本テレビ系全国ネット9時00分から11時50分の放送終了後、解禁となります。

番組	素材	使用尺 3分以内	使用尺 3分以上
ニュース番組 スポーツニュース番組 (スポーツニュース協会登録番組)	タワー分岐素材	分岐後1年以内は申請不要。それ以降は、NTVへの申請、許諾が必要。回数無制限。無料。	財団広報部、NTVへの申請、許諾が必要。
	独自取材映像	財団広報部の事前取材許諾が必要。回数無制限。無料。	財団広報部、NTVへの申請、許諾が必要。
その他番組	タワー分岐素材	財団広報部、NTVへの申請、使用許諾が必要。使用料の有無を含め、使用条件は、許諾内容に基づく。	財団広報部、NTVへの申請、許諾が必要。原則有料。
	独自取材映像	財団広報部、NTVへの事前取材許諾が必要。使用料の有無を含め、使用条件は、許諾内容に基づく。	財団広報部、NTVへの申請、許諾が必要。原則有料。

- その他
- ※各社独自取材の映像を使用する場合でも財団広報部まで申請してください。財団から日本テレビへ取り次ぎます。
 - ※大会中の映像、写真、記事、記録、申込者の氏名、年齢、住所（国名、都道府県名または市町村名）等のテレビ、新聞、雑誌、インターネット等への掲載権および肖像権は主催者に属します。
 - ※有料使用については、1分以内 6万円、その後1秒あたり1,000円を課金。
分岐映像以外を使用する場合のテクニカルコスト（蔵出し料、テープ代等）は実費負担。
ただし、有料使用について財団広報部が、大会のPRに貢献すると判断する場合は、料金応相談。

- お問合せ先
- 東京マラソン財団 マーケティング・広報部 TEL: 03-5500-6639 FAX: 03-5500-6678
 - 日本テレビ 事業局 コンテンツ事業部 TEL: 03-6215-3016 FAX: 03-6215-3015